

# 財 政 用 語 解 説

用 語	見 方	算 式
実質収支	決算収支をあらわすもので、実質的な黒字、赤字の額を示す。一定の黒字を出すことが財政運営の基本であり、後年度の財源調整の範囲内の適度の剰余が望ましいとされる。	(歳入 - 歳出) - 翌年度へ繰越すべき財源
単年度収支	実質収支が、前年度以前からの収支の累積であるのに対し、単年度収支は、当該年度のみ収入と支出の差額を示す。黒字であれば、その分新たな剰余が発生し、又は赤字が解消したことを示す。	当該年度実質収支 - 前年度実質収支
実質単年度収支	単年度収支から実質的な黒字要素や赤字要素を加減したものの。	単年度収支 + 財調基金積立額 + 地方債繰上償還額 - 財調基金取崩し額
標準財政規模	当該団体の一般財源の標準規模を示した額である。	{(基準財政収入額 - 各種譲与税(所得譲与税を除く) - 交通安全対策特別交付金) × 100 / 75 + 各種譲与税(所得譲与税を除く) + 交通安全対策特別交付金} + 普通交付税
歳出決算倍率	当該団体の適切な決算規模を判断する際の指標	$\frac{\text{歳出決算額}}{\text{標準財政規模}}$
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する比率で、人件費、扶助費、公債費等の義務的経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみる。 この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることを示す。	$\frac{\text{経常経費充当の一般財源の額}}{\text{(経常一般財源の総額 + 減税補てん債 + 臨時財政対策債)}} \times 100 (\%)$
財政力指数	当該団体の財政力を表わす指標で、「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財政に余裕があるものとされる。	$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ の3ヶ年の数値の平均
実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支額の割合で、黒字の場合は正数、赤字の場合は負数で表される。	$\frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$
公債費負担比率	公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいう。その率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示すものである。	$\frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100 (\%)$
公債費比率	地方債の発行に伴う毎年度の元利償還金(公債費)の額が適当かどうかにより、後年度の地方債の借入(発行)を判断する指標。経常収支比率とともに財政構造の弾力性をみるうえで重要な指標。	$\frac{A - (B + C)}{(D + F) - C} \times 100 (\%)$ A ~ D及びFは下記による。
起債制限比率	当該比率が20%以上になった場合、地方債許可方針において、次のとおり地方債の発行に制限が加えられる。 (1) 20%以上30%未満の団体 一般単独事業に係る地方債 (2) 30%以上の団体 一般事業債(一般公共事業のうち災害関連事業を除いた事業、公営住宅建設事業、義務教育施設整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般単独事業、首都圏等建設事業、公共用地先行取得等事業並びに公営企業債のうち普通会計に属する出資金及び補助金に係る地方債をいう)	$\frac{A - (B + C + E + G)}{(D + F) - (C + E + G)} \times 100 (\%)$ 上記算式によって得た比率の過去3ヶ年間の平均をいう。(ただし14年度の算式はGを含まない。) A...普通会計に係る元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為に係る支出 B...元利償還金に充てた特定財源 C...基準財政需要額に算入された災害復旧費等に係る公債費 D...標準財政規模 E...事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(普通会計に属する地方債に係るものに限る。) F...臨時財政対策債発行可能額 G...事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出
地方債現在高倍率	当該団体の地方債の借入(発行)残高を標準財政規模で除したもので、その団体として、適切な地方債残高を判断する指標となる。	$\frac{\text{地方債現在高}}{\text{標準財政規模}}$

## 財政用語解説 (その2)

用語	内 容
普通会計	地方自治法等の法律によって規定されているものではなく、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、一般会計と、公営事業会計以外の特別会計を総合して一つの会計としてまとめたもの。(下図参照)
一般財源と特定財源	一般財源とは、使途が特定されずどのような経費にも使用できるものをいい、特定財源とは使途が特定されるものをいう。 一般財源が多いほど、行政運営の自主性が確保され、地域の実態に即応した行政の展開が可能となる。前者は、地方税、地方譲与税、地方交付税などが代表的であり、後者は、国庫(県)支出金、地方債、分担金及び負担金などが代表的である。
自主財源と依存財源	自主財源とは、自主的に収入しうる財源をいい、依存財源とは、国(県)の決定により交付されたり、割り当てられたりする収入をいう。 自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保される。前者は、地方税、分担金及び負担金、使用料などが代表的であり、後者は、地方交付税、国庫(県)支出金、地方債などが代表的である。
義務的経費	歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減することが困難な経費をいい、極めて硬直性の高い経費である。 通常、人件費、扶助費、公債費の総体をいう。
投資的経費	歳出のうち、その支出の効果が資本形成に向けられるものをいう。 通常、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費の総体をいう。
減税補てん債	地方税の特別減税、制度減税による地方公共団体の減収額を埋めるため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行が認められている地方債をいう。 平成13年度は、平成11年度に実施された個人住民税及び法人事業税の恒久的減税による地方公共団体の減収額を埋めるため、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第13条の規定により発行された。
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として認められた地方債をいい、地方財政法第33条の5の2の規定に基づき、平成13年度から平成18年度までの間に限り、発行される。 地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す各地方公共団体の基準財政需要額を基本に、団体ごとの発行可能額が算定される。

(参考) 地方財政の範囲

